

(その1)

収 支 報 告 書 (令和6 年分)

(ふりがな)

1 政治団体の名称

ひろゆきこうえんかい
かだ裕之後援会

2 主たる事務所の所在地

神戸市中央区加納町 2-4-10-603

3 代表者の氏名

加田 裕之

4 会計責任者の氏名

藤 本 哲 也

政治団体の区分

- | | |
|--------------------------------------|--|
| ☐ 政 党 | ☐ 政治資金規正法第18条の2 |
| ☐ 政 党 の 支 部 | 第1項の規定による政治団体 |
| ☐ 政 治 資 金 団 体 | (年 月 日開催分) |
| | ☒ その他の政治団体 |
| | ☐ その他の政治団体の支部 |

活動区域の区分

- | | |
|---------------------------------------|---|
| ☐ 2以上の都道府県の区域等 | ☒ 兵 庫 県 内 |
|---------------------------------------|---|

資金管理団体の指定の有無

- | |
|---|
| ☒ 有 (下の欄にも記入) |
| ☐ 無 (下の欄は空欄) |
| 公職の種類
(現職・候補者の別) |
| 参議院議員 (現・候) |
| 資金管理団体
の届出をした
者の氏名 |
| 加田 裕之 |

国会議員関係政治団体の区分

- | |
|--|
| ☒ 政治資金規正法第19条の7第1項 |
| 第1号に係る国会議員関係政治団体 |
| ☒ 政治資金規正法第19条の7第1項 |
| 第2号に係る国会議員関係政治団体 |
| 公職の候補者
の氏名 |
| 加田 裕之 |
| 公職の種類
(現職・候補者の別) |
| 参議院議員 (現・候) |

資金管理団体の指定の期間

(1月1日～12月31日の場合は記入不要)
(年の途中で指定又は取消した場合のみ記入)

年	月	日から
年	月	日まで

国会議員関係政治団体に関する 特例の適用期間

(1月1日～12月31日の場合は記入不要)
(年の途中で該当した場合又は該当しなくなった場合のみ記入)

年	月	日から
年	月	日まで

整理番号
全国・県内

713

(注) 報告書作成にあたっては「収支報告書記載例」を参照してください。



事務担当者の氏名
(収支報告書の内容についての問い合わせ先)

菊川 義浩

(電話)

078-262-1666

収 支 の 状 況

(その2)

1 収支の総括表

収 入 総 額		十億		百万	6	6	0	千	4	6	0	円	8
(前年からの繰越額)					6	6	0	千	4	5	8		3
(本年の収入額)													25
支 出 総 額					4	6	6	千	9	6	4		9
翌年への繰越額					1	9	3	千	4	9	5		9

(注) 「(前年からの繰越額)」は前年の報告書を確認のうえ記載してください。

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費													
金 額		十億		百万				千				円	0
員 数													0人

(注) 「員数」は党費又は会費を納入した実人数を記載してください。

(2) 寄 附													
ア 寄附(イを除く。)の区分				金 額				備 考					
(ア) 個人からの寄附				十億	百万	千	円	(その7) に内訳を記載					
(うち特定寄附)							0						
(イ) 法人その他の団体からの寄附							0	(その7) に内訳を記載					
(ウ) 政治団体からの寄附							0	(その7) に内訳を記載					
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)							0						
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)							0	(その8) に内訳を記載					
イ 政党匿名寄附							0	(その9) に内訳を記載					
合 計 (ア + イ)							0						

(注) ・アの区分(イ)について、企業・労働組合等の団体が政党及び政治資金団体以外の者に対して、政治活動に関する寄附をすることは、禁止されています。
 ・「(うち特定寄附)」を記載する場合は、「個人からの寄附」の内書を記載してください。
 ・「(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)」を記載する場合は、「小計」の内書を記載してください。

(その6)

(6) その他の収入												
摘 要		金 額						年 月 日		摘 要		
こ の 頁 の 小 計												

1 件 1 0 万 円 未 満 の も の								2	5
合 計								2	5

かだ裕之後援会

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表									
項 目		金 額						備 考	
1 経 常 経 費	(1) 人 件 費		十億		百万	千	円	(うち本部・支部間の交付金)	
	(2) 光 熱 水 費							(うち本部・支部間の交付金)	
	(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費							(うち本部・支部間の交付金)	
	(4) 事 務 所 費							(うち本部・支部間の交付金)	
	小 計 (A)							(うち本部・支部間の交付金)	
2 政 治 活 動 費	(1) 組 織 活 動 費							(うち本部・支部間の交付金)	
	(2) 選 挙 関 係 費							(うち本部・支部間の交付金)	
	(3) 機 関 紙 誌 の 発 行 そ の 他 の 事 業 費 (ア+イ+ウ+エ)							(うち本部・支部間の交付金)	
	ア 機関紙誌の発行事業費							(うち本部・支部間の交付金)	
	イ 宣 伝 事 業 費							(うち本部・支部間の交付金)	
	ウ 政治資金パーティ開催事業費							(うち本部・支部間の交付金)	
	エ そ の 他 の 事 業 費							(うち本部・支部間の交付金)	
	(4) 調 査 研 究 費							(うち本部・支部間の交付金)	
	(5) 寄 附 ・ 交 付 金							(うち本部・支部間の交付金)	
	(6) そ の 他 の 経 費							(うち本部・支部間の交付金)	
小 計 (B)								(うち本部・支部間の交付金)	
合 計 (A)+(B)								(うち本部・支部間の交付金)	

- (注)・経常経費（人件費を除く。）について、1件当りの金額が資金管理団体として指定されていた期間（国会議員関係政治団体に係る特例規定が適用されていた期間を除く。）に行った支出にあっては5万円以上のものを、国会議員関係政治団体に係る特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超えるものについて、その明細を次頁の様式（その14）に記載するとともに、領収書等の写し（当該領収書等を複写機により複写したものに限る。）を添付してください。
- ・政治活動について、1件当りの金額が国会議員関係政治団体に係る特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超えるものを、それ以外の期間にあっては5万円以上のものについて、その明細を様式（その15）に記載するとともに、領収書等の写し（当該領収書等を複写機により複写したものに限る。）を添付してください。
- ・当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出がある場合は、その金額を備考欄に（ ）内書きしてください。また、この額の内訳を様式（その16）に記載してください。

(その14)

(2) 経常経費(人件費を除く)の内訳		項目別区分	備品費	(事務機器等のリース料)
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体 にあつては、事務所の所在地)
この頁の小計	0			

その他の支出	141,441
合計	141,441

かだ裕之後援会

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く）の内訳		項目別区分	備品・消耗品費	(消耗品費・新聞図書費)
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所（団体 にあつては、事務所の所在地）
この頁の小計	0			

その他の支出	9,210
合計	9,210

かだ裕之後援会

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く）の内訳		項目別区分	事務所費 (諸 経 費)	
支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所（団体 にあっては、事務所の所在地）
廃棄物処理料	55,000	R6.7.8	(有)美化推進西山商店	神戸市垂水区つつじが丘1-6-10
この頁の小計	55,000			

その他の支出	104,016
合 計	159,016

かだ裕之後援会

(その14)

(2) 経常経費(人件費を除く)の内訳		項目別区分	事務所費 (手数料)	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体 にあつては、事務所の所在地)
この頁の小計	0			

その他の支出	11,981
合計	11,981

かだ裕之後援会

(その15)

(2) 政治活動費の内訳		項目別区分		組織活動費 (渉 外 費)	
支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体に あっては、事務所の所在地)	
会 費	20,000	R6. 1. 29	兵庫県美容業生活衛生同業組合	神戸市兵庫区駅前通1-3-28	
会 費	15,000	R6. 2. 15	黒川治後援会	尼崎市東七松町1-13-17	
会 費	12,000	R6. 3. 25	(株) 神戸ポートピアホテル	神戸市中央区港島中町6-10-1	
会 費	15,000	R6. 3. 30	(株) グランジュテ	神戸市東灘区住吉本町3-9-3	
会 費	19,700	R6. 4. 9	美奈木ゴルフ倶楽部	三木市口吉川町大島1187-3	
会 費	12,000	R6. 5. 21	兵庫県飲食業生活衛生同業組合	神戸市中央区元町通3-15-10	
会 費	50,000	R6. 6. 13	神戸「正論」懇話会	神戸市中央区多聞通4-1-5	
会 費	15,000	R6. 6. 17	ともにつくる尼崎みらいプロジェクト	尼崎市七松町3-6-13 立花アイエイビル4階	
会 費	13,000	R6. 6. 28	神戸市保育推進連盟	神戸市中央区橘通3-4-1	
会 費	22,000	R6. 7. 11	赤窓会八木善生氏受賞祝賀会事務局	神戸市中央区多聞通4-1-20	
会 費	12,000	R6. 8. 9	兵広美 神戸支部会計	神戸市中央区磯辺通1-1-18-601	
会 費	20,000	R6. 8. 9	兵庫県姫路護國神社	姫路市本町118番地	
会 費	20,000	R6. 8. 11	兵庫県柔道整復師会	神戸市兵庫区塚本通2-2-25	
会 費	15,000	R6. 9. 21	兵庫県婦人手工芸協会	神戸市西区糺台3-19-7	
会 費	15,000	R6. 9. 25	桑田直宏氏黄綬褒章受章記念祝賀会	姫路市網干区垣内東町160	
この頁の小計	275,700				

その他の支出	
合 計	

かだ裕之後援会

(その15)

(2) 政治活動費の内訳		項目別区分	組織活動費 (渉 外 費)	
支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体 にあつては、事務所の所在地)
会 費	12,000	R6. 9. 26	新しいステージの神戸をつくる会	神戸市中央区磯辺通4-2-26
会 費	15,520	R6. 10. 22	垂水ゴルフ倶楽部	神戸市垂水区潮見が丘2-2-1
会 費	15,000	R6. 11. 9	神戸市薬剤師会	神戸市中央区下山手通6-4-3
会 費	11,000	R6. 11. 22	宝塚商工会議所	宝塚市栄町2-1-2 ソリオ2
会 費	12,000	R6. 11. 29	兵広美 神戸支部会計	神戸市中央区磯辺通1-1-18-601
会 費	20,000	R6. 12. 21	自由民主党兵庫県参議院選挙区第一支部	神戸市垂水区舞子坂3-15-9
会 費	20,000	R6. 12. 23	兵庫県美容業生活衛生同業組合	神戸市兵庫区駅前通1-3-28
この頁の小計	105,520			

その他の支出	1,219,020
合 計	1,600,240

かだ裕之後援会

(その15)

(2) 政治活動費の内訳		項目別区分	組織活動費	(交際費)
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体 にあつては、事務所の所在地)
この頁の小計	0			

その他の支出	110,941
合 計	110,941

かだ裕之後援会

(その15)

(2) 政治活動費の内訳		項目別区分	組織活動費	(組織対策費)
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体 にあつては、事務所の所在地)
会食代	43,814	R6.7.19	お好み焼 千代	神戸市中央区中山手通3-2-1-104
会食代	11,000	R6.8.22	海鮮 漁師料理 水軍	南あわじ市沼島2402番地
この頁の小計	54,814			

その他の支出	11,975
合計	66,789

かだ裕之後援会

(その15)

(2) 政治活動費の内訳		項目別区分	組織活動費	(通信費)
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体 にあつては、事務所の所在地)
ゆうメール便	15,631	R6.4.30	株式会社 佐々木薬品	神戸市中央区琴ノ緒町5-7-18
〃	16,645	R6.10.1	〃	〃
〃	176,405	R6.10.31	〃	〃
この頁の小計	208,681			

その他の支出	0
合計	208,681

かだ裕之後援会

(その15)

(2) 政治活動費の内訳		項目別区分	宣伝事業費	(看板製作)
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体 にあつては、事務所の所在地)
看板製作	14,850	R6.4.11	株式会社SWING	神戸市垂水区塩屋北町1-2-20
看板製作	93,500	R6.8.22	株式会社SWING	神戸市垂水区塩屋北町1-2-20
この頁の小計	108,350			

その他の支出	0
合計	108,350

かだ裕之後援会

(その15)

(2) 政治活動費の内訳		項目別区分		政治資金パーティー開催事業費 (地域振興を考える勉強会)	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体 にあつては、事務所の所在地)	
案内状印刷費	88,000	2024/6/13	株式会社三祥印刷	東京都荒川区荒川5-31-8	
この頁の小計	88,000				

その他の支出	0
合計	88,000

かだ裕之後援会

(2) 政治活動費の内訳		項目別区分	寄付・交付金	(寄附)
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体 にあつては、事務所の所在地)
寄 附	1,000,000'	R6.2.15	自由民主党兵庫県参議院選挙区第三支部	神戸市中央区加納町2-4-10-603
この頁の小計	1,000,000			

その他の支出	0
合 計	1,000,000

かだ裕之後援会

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。） 又は貯金（普通貯金を除く。）	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

(注) 該当する「□」内に「✓」を記入してください。また、「有」の場合、項目ごとに内訳を（その18）に記載してください。

か だ 裕 之 後 援 会

(その20)

宣

誓

書

添付書類（別添のとおり）

- ① 領収書等の写し
- ② 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 7 年 3 月 27 日

政治団体の名称 かだ裕之後援会

会計責任者の氏名 藤本 哲也



代表者の氏名
(解散の場合に限る。)



(備 考)

「会計責任者の氏名」欄及び「代表者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人及び代表者本人が自署すること。

政治資金監査報告書

令和7年4月2日

『かだ裕之後援会』

代表 加田 裕之 殿

登録政治資金監査人

長谷川 隆史

登録番号 第30号

研修修了年月日 平成20年12月25日

1. 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法(以下「法」という。)第19条の13第1項の規定に基づき、『かだ裕之後援会』の令和6年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書(支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。)について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」(以下「政治資金監査マニュアル」という。)に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、『かだ裕之後援会』の主たる事務所において行った。

2. 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3. 業務制限

『かだ裕之後援会』と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

以上